

## 岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等のエントランス空間等への岐阜県の伝統的工芸品の設置や、内装・外装への利用を通じて、施設の利用者等にその魅力を発信するとともに、その施設等が有する発信力を活用することにより認知度向上を図り、もって岐阜県の伝統産業の振興に寄与することを目的とし、予算の範囲内で岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「岐阜県の伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた岐阜県内の工芸品をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第5条第2項に規定する補助対象施設において、同条第1項に規定する事業を実施する者とする。ただし、国、都道府県、市町村等の地方公共団体及び宗教法人が管理又は運営するものは、補助事業者となることができない。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同

じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 県税を完納していない個人又は法人等

（補助事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業
  - (2) 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業
- 2 補助事業の実施場所として認められる補助対象施設は、岐阜県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等のエントランス空間その他の岐阜県の伝統的工芸品のPRに効果があると知事が認める施設とする。
  - 3 補助事業者は、多くの施設利用者が利用する場所において補助事業を行うものとする。
  - 4 補助事業の対象となる岐阜県の伝統的工芸品は、伝産法第4条第1項に規定する特定製造協同組合等又は特定製造協同組合等の構成員が製造したものとする。
  - 5 補助事業者は、導入した岐阜県の伝統的工芸品について、その魅力が伝わるよう当該伝統的工芸品の情報、説明等を表示するものとする。
  - 6 補助事業者は、自社ホームページ、館内しおり、案内表示、デジタルサイネージ等で岐阜県の伝統的工芸品に関する情報の発信に協力するものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前条第5項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書(別記第2号様式)を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項とする。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額の20%以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額の20%以内の減額並びに補助金の交付の目的又は補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更とする。

4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定により報告をしようとする場合の

報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）
- (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
- (3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書（別記第5号様式）

（補助金の交付決定）

第10条 規則第7条の規定による通知は、別記第6号様式により行うものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定を行う場合には、第7条第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第7条第3項ただし書の規定の適用を受けるものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から20日以内とする。

（遂行状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 実績報告書の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第8号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の2月10日のいずれか早い日とする。
- 4 補助事業者は、実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（履行確認）

- 第14条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。
- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
  - 3 知事は、前項の規定により現地確認を行うときは、商工労働部所管補助金等の検査に関する要領により実施するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第15条 規則第14条の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、規則第17条及び第18条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第18条 規則第4条の交付の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条各号の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
  - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第21条第2号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第13号様式によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第22条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(補助事業実施後の状況報告等)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後3年間、当該補助事業に係る過去1年間の状況について、別記第14号様式により報告しなければならない。

(成果の発表)

第24条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(書類の提出部数)

第 25 条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6条関係）

事業区分	補助対象経費		補助率	補助金の額	補助限度額
	経費区分	内容			
1. 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業	備品・消耗品費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した展示用の調度品等の購入に要する経費	1/2	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額) ※当該額が補助下限額未満となる場合は、補助金を交付しない	※補助限度額 上限:1,000千円 下限: 300千円
	需用費	岐阜県の伝統的工芸品の展示に当たり必要なキャプション等の制作に要する経費			
	設置費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した調度品等を展示する什器の購入に要する経費			
	その他	知事が必要と認める経費			
2. 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業	備品・消耗品費	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した建物の内外装に用いる調度品等の購入に要する経費	1/2	補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)	上限:3,000千円 下限: なし
	需用費	建物の内外装に用いた岐阜県の伝統的工芸品の魅力発信に当たり必要なキャプション等の制作に要する経費			
	委託料	岐阜県の伝統的工芸品の技術・技法を活用した建物の内外装に用いる調度品等の加工に要する経費 ※取付け等の加工費は対象外			
	その他	知事が必要と認める経費			

(注)

- 1 補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、交付決定の日（事前着手理由書を提出した場合は、当該理由書に記載した事前着手（予定）日）から交付決定の日の属する年度の1月15日までに発注、納品及び支払を終えたものに限る。
- 2 設備等の維持管理費、人件費及び間接経費（消費税を含む租税公課、振込手数料等）は、補助の対象外とする。